

平成 28 年 5 月 30 日

練馬区における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、練馬区地域におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、練馬区地域において NPO 等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

1. 練馬区の現況

(1) 区の人口

区の人口は、平成 27 年 1 月 1 日現在、714,656 人（350,732 世帯）であり、年齢 3 区分別人口構成は、下表のとおりである。

(各年 1 月 1 日現在・単位：人)

区分	25 年	26 年	27 年	27 年における 構成比 (%)
年少人口 (0～14 歳)	88,930	88,561	88,479	12.4
生産年齢人口 (15～64 歳)	476,513	474,426	473,733	66.3
老年人口 (65 歳以上)	143,819	148,225	152,444	21.3
合計	709,262	711,212	714,656	100.0

(2) 公共交通機関

区内を東西に通過している西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。区内には 5 社、約 150 系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことなどから、バス路線の配置が少ない地域や 1 日の運行回数が少ない路線もある。区はこうした「公共交通空白地域(※)」に、既存の路線バスの再編やコミュニティバスの新規導入などに取り組んでいる。

区が導入するコミュニティバスは、路線バスを補完するとともに、高齢者・障害者などの交通弱者を含めた区民全体の生活行動力の向上や乗り継ぎによりネットワーク化を図ることとしており、平成 21 年 7 月から愛称を「みどりバス」に統一し、現在 6 ルートで運行している。

※公共交通空白地域・・・鉄道駅から 800m 以上、かつ 30 分に 1 便以上運行しているバス停から 300m 以上離れ、公共交通を利用しづらい地域。

2. 高齢者の状況

- (1) 65歳以上人口 152,444名(平成27年1月1日現在)
 (2) 高齢化率 21.3%(同上)
 (3) 要介護・要支援認定者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	25年	26年	27年
要支援1	2,286	2,714	3,021
要支援2	2,920	3,122	3,235
要介護1	5,465	5,923	6,648
要介護2	6,119	6,263	6,279
要介護3	3,881(120)	4,057(103)	4,186(98)
要介護4	3,415(91)	3,619(81)	3,546(80)
要介護5	3,412(126)	3,323(120)	3,250(104)
計	27,498	29,021	30,165

※網掛け…リフト付福祉タクシー事業の対象となる認定の区分。なお、()内の数は、全体の認定者数のうち、リフト付福祉タクシー事業の対象とならない65歳未満の認定者数。

3. 障害者の状況

- (1) 身体障害者手帳交付者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	25年	26年	27年
視覚障害	1,520	1,435	1,410
聴覚機能平衡障害	1,731	1,750	1,791
音声言語障害	242	248	238
内部障害	6,161	6,363	6,387
肢体不自由	9,822	9,998	9,886
合計	19,476	19,794	19,712

※網掛け…福祉タクシー券の対象となる障害の区分(ただし、肢体不自由のうち該当となるのは下肢機能・体幹機能・移動機能)

- (2) 愛の手帳(知的障害者)交付者数

(各年3月31日現在・単位：人)

区分	25年	26年	27年
最重度(1度)	150	163	167
重度(2度)	1,115	1,152	1,181
中度(3度)	1,018	1,041	1,063
軽度(4度)	1,767	1,872	1,958
合計	4,050	4,228	4,369

※網掛け…福祉タクシー券の対象となる障害の区分

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年3月31日現在・単位：人)

25年	26年	27年
4,494	4,771	5,164

4. 難病者および人工透析の状況

(1) 難病等医療費助成認定者数

(各年3月31日現在・単位：人)

	25年	26年	27年
総数	4,219	4,716	5,534
男	1,787	2,044	2,309
女	2,504	2,672	3,225

(2) 特殊医療費助成認定者数のうち「人工透析を必要とする腎不全の人数」

(各年3月31日現在・単位：人)

	25年	26年	27年
総数	1,313	1,430	1,452
男	881	968	977
女	432	462	475

5. 練馬区における外出支援事業

練馬区における外出支援事業は、主として身体障害者と知的障害者を対象としており、次のような制度があります。

種別	制度の内容	対象	実績(26年度)
①福祉タクシー券	月額 3,500 円のタクシー券を交付	①身体障害者手帳(対象とならない障害もあり) 1～3級	4,899人 162,481千円
②自動車燃料費の助成	月額 2,500 円の燃料費を助成	②愛の手帳 1～2度 ※①、②ともに所得制限あり	1,509人 41,917千円
③リフト付福祉タクシー	予約料や迎車料を区が負担	①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③65歳以上で要介護3～5に認定された者	36,723回 (高齢)11,881千円 (障害)33,657千円

※①～③ともに、精神障害者は対象外。

※①と②については、65歳以上で新たに身体障害者に認定された者は除外されている。

※①と②は併給できない。

※①と③は同時に使用できる。

(1) 福祉タクシー券

身体障害者手帳（下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害）の1～3級の方または愛の手帳1～2度の方で、所得制限（単身で360万4千円）以下の方を対象に、月額3,500円の福祉タクシー券を交付している。27年10月現在、契約タクシー会社等は183社となっています。

	24年度	25年度	26年度
利用者数（人）	5,132	4,997	4,899
決算額（千円）	170,436	163,599	162,481

(2) 自動車燃料費の助成

身体障害者手帳（下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害）の1～3級の方または愛の手帳1～2度の方で、所得制限（単身で360万4千円）以下の福祉タクシー券を受けていない方を対象に、月額2,500円のガソリン代を助成しています。

	24年度	25年度	26年度
利用者数（人）	1,542	1,521	1,509
決算額（千円）	43,688	42,903	41,917

(3) リフト付福祉タクシー事業

身体障害者手帳、愛の手帳所持者や65歳以上で要介護3～5に認定された方が、リフト付福祉タクシーを利用する際に、その予約や迎車にかかる費用を区が負担しています。27年10月現在、契約タクシー会社は43社となっています。

	24年度	25年度	26年度
利用回数（回）	20,962	30,140	36,723
決算額（千円）【高齢】	10,643	10,276	11,881
決算額（千円）【障害】	25,665	27,016	33,657

(4) 移動サービス団体への支援

区では、地域で非営利の福祉活動を行っている団体（区民を対象とし利用実人数が20名以上でかつ1年以上活動実績がある非営利団体）に対し、補助金を交付しており、移動サービス団体もその対象となっています。

	24年度	25年度	26年度
補助金交付団体数	6団体	6団体	7団体
補助金額（千円）	8,255	8,838	9,270

6. 練馬区内のタクシー事業者の状況

(1) 区内に営業所を有するタクシー事業者 (27年3月31日現在)

区分	社(者)数	台数
一般タクシー事業者	26	<ul style="list-style-type: none"> 一般タクシー 1,476台 特種車(車椅子、寝台、知-フ°車両) 40台
限定タクシー (介護タクシー)事業者	54	<ul style="list-style-type: none"> 介護タクシー車両 80台

福祉有償運送の現状

1. 福祉有償運送の対象(旅客の範囲)

福祉有償運送の旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人となります。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 (イ)
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 (ロ)
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 (ハ)
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害 (自閉症、学習障害を含む) を有する者 (ニ)

2. 福祉有償運送の対象となる者

練馬区において、福祉有償運送の対象と想定される者と、実際の登録者数は以下の表のとおりです。

(平成27年3月31日現在)

区分	人数	登録会員数	分類(区分)
高齢者(65歳以上) (152,444人)	要介護	550人	ロ
	要支援	22人	ハ
障害者 (身障手帳所持者)	身体障害者	442人	イ
	知的障害者	113人	ニ
	精神障害者		ニ
		重複 Δ39人	
(合計)	58,785人	1,088人	

* 対象となるのは、このうち、単独では公共交通機関が利用できない者のみ

* 高齢者の人数は、平成27年1月1日現在

3. 練馬区で認められている福祉有償運送団体

(1) 練馬区で認められている福祉有償運送団体と会員数（27年6月30日現在）

団体名	会員数						保有車両台数		
	イ	ロ	ハ	ニ	重複	計	福祉	バス	計
特定非営利活動法人 介護支援事業所 縁（ゆかり）	9	27	0	5		41	0	3	3
一般社団法人 たまみずき基金	2	0	0	6	△2	6	0	2	2
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきずな	7	24	3	12		46	2	1	3
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	96	68	0	0		164	3	0	3
特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ	145	76	12	0		233	10	2	12
特定非営利活動法人 難病者移送サービスネットワーク	50	0	0	0		50	2	1	3
特定非営利活動法人 シニアふれあい練馬	4	56	2	0		62	3	15	18
特定非営利活動法人 腎臓病連絡協議会すずらの会	55	31	2	0	△30	58	7	3	10
特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会	29	225	2	32		288	3	0	3
特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	36	38	0	1		75	2	1	3
社会福祉法人 武蔵野会	7	0	0	57	△7	57	2	0	2
合計 11団体	442	550	22	113	△39	1088	34	28	62

※ 会員数は、各団体から提出された「実績報告書」に記載されている人数

※ 網掛け…平成26年度に「移動サービス団体への支援」の補助金を受けている団体

(2) 練馬区で認められている福祉有償運送団体の会員数および運送回数の推移

団体名	会員数			運送回数		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
特定非営利活動法人 介護支援事業所 縁（ゆかり）	31	41	41	2,126	1,834	1,675
一般社団法人 たまみずき基金	—	6	6	—	0	36
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきずな	19	36	46	174	382	460
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	128	191	164	1,366	1,257	1,017
特定非営利活動法人 通院移送センターたんぽぽ	171	171	233	33,257	33,257	33,358
特定非営利活動法人 難病者移送サービス・ネットワーク	75	54	50	13,192	9,952	9,023
特定非営利活動法人 シニアふれあい練馬	102	105	62	1,395	1,424	1,365
特定非営利活動法人 腎臓病連絡協議会すずらの会	54	51	58	15,101	12,648	13,045
特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会	188	250	288	1,548	2,107	2,036
特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま	109	76	75	511	371	406
社会福祉法人 武蔵野会	31	27	57	210	161	19
特定非営利活動法人 東京福祉環境会議	9	8	8	137	172	0
特定非営利活動法人 肢体不自由者・友の会	67	67	0	366	0	0
社会福祉法人 あかねの会	20	0	0	0	0	0
合 計	1,004	1,083	1,096	69,383	63,565	62,440

※網掛けの3団体については、平成26年度中に撤退している。

<参考資料>

- ・練馬区勢概要
- ・事業概要 ねりまの保健衛生 等